

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

紀美野町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

紀美野町長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認</p>
③システムの名称	介護保険システム、特別徴収管理システム、統合宛名システム、かんたん窓口システム、中間サーバー・ソフトウェア、申請管理システム、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
・介護資格ファイル ・介護保険料賦課ファイル ・介護受給者台帳ファイル ・介護給付実績ファイル ・介護特別徴収対象者情報ファイル ・宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下番号法) ・第9条 別表の100項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令/総務省令第5号) ・第50条</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号) ・第2条2項 9条</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月24日デジタル庁令第10号) ・第2条31号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁令/総務省令第9号)(以下番号法第19条第8号に基づく主務省令)第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項 131、132の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	紀美野町保健福祉課、税務課
②所属長の役職名	保健福祉課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	紀美野町総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	紀美野町保健福祉課 〒640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408-4 電話073-489-9960 紀美野町税務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-5905
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「特定個人情報等取扱要領」により、管理者等と取扱担当者といった役割を明確にし、教育研修の機会、管理・取扱区域、廃棄等の人的及び物理的安全管理措置を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	静脈認証でのユーザー認証管理や、アクセス権限の発効・失効の管理を行っており、システム利用権限のない者不正利用対策を行っている。 また、システムで使用するUSBメモリは、暗号化・パスワードによる保護を行い漏えい対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健福祉課長 宮阪 学、 税務課長 西岡 秀育	保健福祉課長、税務課長	事前	
令和1年6月28日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		提供・移転しない	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無		自己点検	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事前	
令和4年9月12日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	紀美野町長は、	紀美野町は、	事前	再実施での見直し修正
令和4年9月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第68項並びに 内閣府・総務省令第50条	番号法別表第一の68項並びに総務省令(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令)第50条 番号法別表第二の93, 94項並びに総務省令第46、47条	事前	再実施での法改正等による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の93、94、95の項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法別表第二の93、94項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120項	事前	再実施での法改正等による修正
令和4年9月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	紀美野町総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430	紀美野町保健福祉課 〒640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408-4 電話073-489-9960 紀美野町税務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-5905	事前	再実施での見直し修正
令和4年9月12日	II しきい値判断項目 I. 対象人数	令和1年6月28日	令和4年9月1日	事前	再実施での時点更新
令和4年9月12日	II しきい値判断項目 I. 取扱者数	令和1年6月28日	令和4年9月1日	事前	再実施での時点更新
令和5年5月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 申請管理システム サービス検索・電子申請機能	事前	再実施での見直し修正
令和6年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の68項並びに総務省令(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令)第50条 番号法別表第二の93、94項並びに総務省令第46、47条	・(番号法)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の68項並びに(総務省令)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・(番号法)別表第二の93、94項並びに(総務省令)第46、47条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	見直しによる法施行に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号別表第二の93、94項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120項 58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120項	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の93、94項 ・(総務省令)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) ・(番号法)第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120項 ・(総務省令)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	見直しに伴い実施した変更
令和6年5月14日	IIしきい値判断項目 I. 対象人数	令和4年9月1日	令和6年4月1日	事後	定期的な見直しに伴い改めて実施した変更
令和6年5月14日	IIしきい値判断項目 I. 取扱者数	令和4年9月1日	令和6年4月1日	事後	定期的な見直しに伴い改めて実施した変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の68項並びに総務省令(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令)第50条 番号法別表第二の93、94項並びに総務省令第46、47条	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下番号法) ・第9条 別表第100項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令/総務省令第5号) ・第50条</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号) ・第2条2項 9条</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月24日デジタル庁令第10号) ・第2条31号</p>	事後	番号法の一部改正
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法別表第二の93、94項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120項	<p>番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁令/総務省令第9号)(以下番号法第19条第8号に基づく主務省令)第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項 131、132の項</p>	事後	番号法の一部改正